

## 別紙1(4月～7月)

### 児童又は生徒を対象とする総理大臣官邸及び総理大臣公邸特別見学申込み要領

#### 1 見学対象者及び見学申込みについて

- ① 見学対象者は、小学校5年から中学校3年までの児童又は生徒（義務教育学校における相当する学年の児童又は生徒並びに中等教育学校前期課程の生徒及び特別支援学校小学部5年生から中学部の児童又は生徒を含む。）です（混成可）。
- ② 見学申込みは、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校）からのグループ単位で、校長又は教員（代表者）が代表して行ってください。グループは、複数の学校の児童又は生徒による混成も可能です。1グループにつき見学者40名（引率者を除く。）までとします（引率者は2名まで。車椅子の介護者等は、当選された場合に要相談。）。引率者は校長又は教員（校長が引率者として認めた者で総理大臣官邸事務所長の承認を得た者を含む。）の方とします。

#### 2 見学実施日及び見学実施時間について

見学実施日は、平成30年4月21日（土）、22日（日）、5月12日（土）、13日（日）、6月2日（土）、3日（日）、7月7日（土）及び8日（日）の予定です。見学開始時間は、午前9時30分、午前11時、午後1時及び午後2時30分の1日4回実施します（各回40名以内）。各回の所要時間は1時間程度です。また、総理大臣官邸における執務の状況により、中止となることがありますのであらかじめ御了承願います。

見学実施日・時間予定表

4月21日（土）	各日 9:30～10:30	各日 11:00～12:00	各日 13:00～14:00	各日 14:30～15:30
4月22日（日）				
5月12日（土）				
5月13日（日）				
6月2日（土）				
6月3日（日）				
7月7日（土）				
7月8日（日）				

#### 3 申込み方法について

- (1) 別紙3「同意事項」をよく御確認いただき、首相官邸ホームページの専用フォーム又は往復はがきによりお申込みください。
- (2) 往復はがきによる申込みは、別紙2「往復はがき申込み参考」を御参照の上、次の事項を明記して御応募ください。返信の宛名面には、必ず返送先住所・氏名を明記ください。
- ア 第一希望、第二希望の見学月日及び見学時間を、本要領2の表（「見学実施日・時間予定表」）を参照の上、記入してください。
- イ 学校名、所在地の住所及び連絡先（一般電話番号（携帯電話不可））
- ウ 校長又は教員（代表者）の氏名、住所及び連絡先（一般電話又は携帯電話番号（日中連絡

の取れる番号) 及びメールアドレス)

エ グループ名(団体名)(記入例:○○小学校何年何組、○○中学校○○クラブ等)

オ 参加者人数及び引率者人数(参加者は40名まで、引率者は2名まで)

カ 参加者に車椅子を使用する等配慮を要する者がいるときは、その人数及び個別の配慮事項  
(例:「車椅子使用者3名、要介護者3名」「オストメイト1名」等を記入してください。)

※なお、申込者から取得した個人情報は、総理大臣官邸及び総理大臣公邸特別見学の実施のために利用するものであり、他の目的に利用するものではありません。

(3) 申込みの締切日は以下のとおりです。

4・5月分応募の場合 平成30年2月22日(木)

6・7月分応募の場合 平成30年4月5日(木)

(首相官邸ホームページの専用フォームからの申込みは、締切日当日午後12時(24時)まで。

往復はがきによる申込みは、締切日当日必着。)

#### 4 申込みへの対応について

(1) それぞれの実施回につき、40名を超える応募があった場合は抽選とします。

(2) 応募結果は、首相官邸ホームページで当選団体をお知らせするとともに、往復はがきで応募の方のみ返信はがきにて御連絡いたします。

なお、首相官邸ホームページ専用フォームからの応募で落選となったグループ(団体)には、  
御連絡いたしませんので、御了承ください。

○申込み先

〒100-0014

東京都千代田区永田町2-3-1

総理大臣官邸 特別見学係